会 発 第 1 9 2 号 平成 5 年 4 月 1 日

 各部(室)課(隊)長

 各事官

 警察学校長

 各警察署長

岐阜県警察本部長

岐阜県警察防火管理者規程の制定について(例規通達)

警察本部長の管理に属する防火対象物について、消防法第8条に規定する防火管理者規程を別添のとおり制定し、平成5年4月1日から施行することとしたもので、その制定の趣旨及び留意事項は、次のとおりであるから誤りのないようにされたい。

記

#### 1 制定の趣旨

消防法第8条において、政令で定める防火対象物については、その管理の権原を有する者は防火管理者を定め、当該防火対象物について、消防計画の作成等防火管理上必要な業務を行わせることとなっているが、防火管理については、岐阜県警察処務規程(以下「処務規程」という。)に火災予防の規定はあるものの、防火管理に関する規定がないため、処務規程において防火管理について規定し、新たに防火管理者規程を設け、防火管理体制上の規定を整備するものである。

# 2 規程の骨子

防火管理とは、火災の発生を予防し、かつ、万一火災が発生した場合でも被害を最小限にとどめるため、必要かつ万全の対策を樹立し、実践することをいい、この規程は、単に防火管理者の指定が必要な防火対象物について、当該防火管理者を職により指定したものであり、防火管理業務の遂行はあくまでも消防法の規程に則り行うものである。

また、防火管理者の指定を要しない防火対象物にあっては、当該防火対象物を管理する機関の長(所属長)に、火災予防等に必要な事項を定めさせることにより、防火管理体制の確立を図ることを骨子としている。

### 3 規程の運用

(1) 第2条関係

防火管理に関する事務は、総務室会計課が所掌する。

(2) 第3条関係

本条第2項に規定する指定者が欠けた場合又は有資格者が欠けた場合の当該防火管理者の指定は、別紙「防火管理者指定書」により本部長が指定する。

(3) 第4条関係

本条は、消防法第8条第1項に規定された防火管理者の職務を列記したものであるが、具体的な運用に当たっては、所轄消防署との連絡を密にし、消防法の規定に則った適切な防火体制を整えることとする。

# (4) 第5条関係

所属長は、防火管理者を選任したときは、防火管理者に消防計画を作成させ選任 届とともにすみやかに所轄消防署へ提出するものとする。

また、解任したときも解任届を提出するものとする。

## (5) 第6条関係

本条は、消防法第5条に規定する消防署の改修命令等を想定して規定したものであるが、警察本部長への報告は、改修命令等の詳細とともに改修にかかる経費も積 算の上報告するものとする。

## 【別添省略】

# 防火管理者指定書

平成 年 月 日

貴機関管理の下記の防火対象物について、防火管理者を次のとおり指定する。

殿

岐阜県警察本部長 印

防火	対象	物							
指定	の期	間	平成	年	月	日から 平成	年	月	日まで
指	定	者							